

内共第二号共同漁業権漁場図

漁場の位置

筑後川本流の福岡県久留米市城島町（基点第十一号、基点第十二号）から福岡県と大分県境（基点第十三号、基点第十四号）までの流域及び同支派流

漁場の区域
基点「第十一号」及び「第十二号」を結ぶ直線と基点「第十三号」及び「第十四号」を結ぶ直線との間の筑後川の本流（久留米市小森野地先の宝満川及び新宝満川を含む）、小石原川、佐田川（ダムを含む）、及び同支派流（三井郡太刀洗町、床島堰から小石原川に通ずる放水路を含む）、基点「第二十一号」及び「第二十二号」を結ぶ直線から下流の赤谷川（基点「第二十三号」及び「第二十四号」を結ぶ直線から下流の限の上川、基点「第二十五号」及び「第二十六号」を結ぶ直線から下流の巨瀬川並びに基点「第二十七号」及び「第二十八号」を結ぶ直線から下流の広川（白口川を除く）の区域）
基点第十一号 福岡県久留米市城島町と同市三潴町境標柱
基点第十二号 福岡県久留米市城島町下田、開平江河口水門東角
基点第十三号 大分県日田市大字夜明ダム堰堤右岸上流端
基点第二十号 福岡県うきは市浮羽町三春、夜明ダム堰堤左岸上流端
基点第二十一号 福岡県朝倉市杷木林田、林田堰下流側右岸台角
基点第二十二号 福岡県朝倉市杷木林田、林田堰下流側左岸台角
基点第二十三号 福岡県うきは市吉井町桜井、長野橋下流側右岸橋台角
基点第二十四号 福岡県久留米市大橋町合楽、大橋下流側右岸橋台角
基点第二十五号 福岡県久留米市大橋町合楽、大橋下流側左岸橋台角
基点第二十六号 福岡県久留米市荒木町藤田、庄井手堰下流側右岸台角
基点第二十七号 福岡県久留米市荒木町藤田、庄井手堰下流側左岸台角
基点第二十八号 福岡県久留米市荒木町藤田、庄井手堰下流側左岸台角

